



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します。

～新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の給付金を支給する経費について補正予算を編成し、本日、専決処分しました。

1. 補正予算額

19億5,946万8千円(約1万9,000世帯分)

2. 対象世帯

基準日(令和3年12月10日)に住民登録のある世帯で、

- ①同一の世帯に属するもの全員が令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)
- ② ①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

3. 支給方法

①住民税非課税世帯

習志野市から送付する「確認書」に必要事項を記載の上、習志野市へ返送。

②家計急変世帯

「申請書(請求書)」に、必要事項を記載し、家計が非課税世帯と同様の状況に急変したことを確認できる書類の写し等を同封し、習志野市へ送付。

4. スケジュール

令和4年2月1日	コールセンター開設
	広報習志野掲載、HP 掲載
	家計急変世帯申請受付開始
令和4年2月中旬	非課税世帯に確認書送付
令和4年3月上旬	口座振込開始